

# 執行役員規程

株式会社エムエムインターナショナル

## 第1章 総 則

### 第1条（目的）

本規程は、会社の執行役員に関する基本的事項を定める。

### 第2条（執行役員）

執行役員とは、取締役会および代表取締役社長（以下「社長」という）の命を受け、所管業務を遂行し、その責任を負う。

2. 執行役員に関する事項については、法令もしくは定款または取締役会の決議によって別途定める場合を除き、本規程に従うものとする。

### 第3条（指揮監督等）

取締役会および社長は、執行役員の業務を指揮監督する権限を有し、その責任を負う。

2. 担当取締役は執行役員に対し、必要に応じてその権限の一部を委譲することができる。

### 第4条（心得）

執行役員は業務の執行にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令、定款および社内諸規程に従い所管業務を遂行する。
- (2) 取締役会および社長の指示に基づき、所管業務を計画的に処理する。
- (3) 所管部門を統括し、他部門との連絡および協調に努める。
- (4) 部下に対して監督および教育を行い、公平無私を旨とし、賞罰を明らかにする。

## 第2章 選 任

### 第5条（選任）

執行役員の選任は、取締役会の決議による。

2. 執行役員は、会社の業務に精通し、人格、見識および実行力ともに優れ、その職務を全うできる者でなければならない。

### 第6条（就任承諾書）

執行役員に選任された者が就任を承諾した場合は、速やかに「就任承諾書」を会社に提出しなければならない。

2. 前項の規定は、執行役員が重任した場合にも、これを適用する。

## 第3章 退 任

### 第7条（退任）

執行役員が次の各号のいずれかに該当する場合は退任とし、執行役員としての身分を失う。

- (1) 任期満了
- (2) 辞任
- (3) 解任
- (4) 監査役への就任
- (5) 破産宣告を受けたとき
- (6) 定年
- (7) 死亡

### 第8条（任期）

執行役員の任期は1年とする。但し、取締役会の決議があった場合は、この限りではない。

### 第9条（辞任）

執行役員が辞任する場合は、3ヶ月前に書面をもって取締役会に届け出るものとする。但し、特段の事由がある場合は、この限りではない。

2. 執行役員を辞任し、会社を退職する場合は、業務上の引継ぎを完了し、かつ辞任、退職後といえども、その責任に係わる業務については責任を負い、会社が必要と認めた場合には会社に協力するものとする。

### 第10条（解任）

取締役会は、執行役員が次の各号に該当する場合には、辞任を求め、または解任することができる。

- (1) 執行役員として不正、不当、または背信となる行為があった場合。
- (2) 執行役員として適格性に欠け、または、本規程第15条の定める禁止事項、もしくは役員規程に定める服務規律違反に該当する場合。
- (3) 執行役員の職務遂行の過程またはその成果が不十分であり、かつ取締役会が引き続き執行役員として職務におくことが不適当であると判断したとき。
- (4) その他、執行役員としてふさわしくない行為があった場合。
- (5) 解任された執行役員は降職扱いとし、別途、職位および職務を決定する。

#### 第 11 条（定年）

執行役員の定年は満 60 才とする。

2. 任期中に定年年令に達した場合は、引き続きその任にあたるものとし、任期満了日を以って退任の日とする。
3. 前項の定めに関わらず、取締役会の決議があった場合はこの限りではない。

### 第 4 章 責 任

#### 第 12 条（権限）

執行役員は、取締役会の決定に基づいて、業務執行を分担する。

2. 社長は、執行役員を統括する。

#### 第 13 条（責務）

執行役員は、業務執行の責任者としての責任を常に自覚し、善良なる管理者としての注意をもって業務に当たらなければならない。

#### 第 14 条（禁止事項）

執行役員は、次の行為をしてはならない。

- (1) 会社法その他の法令、または会社の規則等に定める義務に違反すること。
- (2) 従業員を社用以外の目的に利用すること。
- (3) 会社の承認なく、自己または第三者の為に取引を行なうこと。
- (4) 会社の承認なく、事業を営むこと、その他兼業をなすこと、または他の事業に参加して個人的な収入を得ること。
- (5) 職務上の立場を利用して、利益を享受すること。
- (6) 職場の秩序を乱すような行為をすること。
- (7) 会社の資産を会社の承認なく、社用以外の目的に利用すること。
- (8) その他会社の利益を害する一切の行為。

#### 第 15 条（機密保持）

執行役員は、職務上知り得た一切の機密情報を、執行役員在任中はもとより、執行役員退任後も、その承諾なくしては、第三者に開示してはならず、また自己もしくは第三者のために利用してはならない。

#### 第 16 条（個人的利益の返還）

執行役員が業務に関して不正または不当な個人的利益を得た場合は、その利益を会社

に引渡、返還、または賠償する。

#### 第 17 条（報告義務）

執行役員は、取締役会および社長に対して定期的に担当する業務の執行状況の報告をしなければならない。

2. 執行役員は、代表取締役、取締役会、取締役または監査役から調査、報告あるいは説明を求められたときは、速やかにこれを行なわなければならない。

#### 第 18 条（出席義務）

執行役員は、取締役会および社長の求める会議に出席を求められたときには出席しなければならない。

#### 第 19 条（競業避止義務）

執行役員は、会社の承認なく在職中はもとより、退職後 2 年間は会社の競業を経営し、または従事してはならない。

2. 在職中に前項の規定に違反した場合は、退職後といえども本規程に定める執行役員の責任と同様の責任を負うものとする。

#### 第 20 条（損害賠償）

執行役員が故意もしくは重大な過失により、またはその任務に反した行為により、会社に損害を生じさせた場合は、当該執行役員はその全部または一部を会社に対して賠償しなければならない。

### 第 5 章 権 限

#### 第 21 条（金額の区分）

執行役員の金額の区分による決裁権限は、100万円以下とする。但し、執行役員が取締役を兼ねている場合には、取締役の決裁権限に従う。

#### 第 22 条（外出）

執行役員の外出許可及び10万円以下の外出旅費は、自己決裁することができる。

#### 第 23 条（外出旅費以外の立替金）

執行役員が業務上使用した10万円以下の外出旅費以外の立替金は、自己決裁することができる。

2. 執行役員の旅費以外の立替金が10万円を超える場合は、社長の決裁とする。

## 第6章 報酬

### 第24条（報酬）

執行役員の報酬および賞与は、別に定める「執行役員報酬規程」に基づき、取締役会で協議の上、社長が決定する。

### 第25条（退職金）

執行役員が退職する場合は、従業員の「退職金規程」を準用する。但し、執行役員が取締役を兼ねている場合には、この限りではない。

### 附則

- ・本規程の改廃は取締役会による。
- ・本規程は平成26年4月1日から施行する。
- ・平成27年6月5日改訂。